

## 平成23年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成23年 6月 20日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成23年 6月 20日（月）9時33分 宣告

会議録署名議員の氏名 6番 小野昌士 議員 7番 齋藤昭一 議員

### 1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	中前千之
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 4人

1、町長提出議案の題目

- 報告第 1号 平成 22 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 承認第 2号 平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 3号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 4号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 5号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 6号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 7号 平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 8号 平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 9号 平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 10号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 11号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議 第 56号 平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 57号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 58号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 59号 平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予

算(第1号)

- 議 第60号 平成23年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第61号 平成23年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第62号 平成23年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第63号 平成23年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第64号 平成23年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第65号 隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例
- 議 第66号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第67号 隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第68号 隠岐の島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議 第69号 隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第70号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第71号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約
- 議 第72号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について〔東出雲町〕
- 議 第73号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について〔斐川町〕
- 議 第74号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について〔東出雲町〕
- 議 第75号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について〔斐川町〕
- 議 第76号 町道路線の認定及び変更について
- 議 第77号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(1号幹線その7)工事〕
- 議 第78号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(1号幹線その8)工事〕
- 議 第79号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(西町吉田1工区)工事〕
- 議 第80号 工事請負契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕
- 議 第81号 工事請負契約の締結について〔蛸木漁港南防波堤改良・東物揚場工事〕
- 議 第82号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町死亡家畜一時保管施設〕

議 第 83 号 指定管理者の指定について〔隠岐国分寺蓮華会舞演舞場〕

議 第 84 号 指定管理者の指定について〔隠岐国分寺外苑牛突き場〕

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

同意第 1 号 隠岐の島町中財産区管理会委員の選任同意について

## 議事の経過

### 議長（池田信博）

ただ今から、平成 23 年第 2 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 3 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により 6 番：小野昌士 議員、  
7 番：齋藤昭一 議員を指名します。

### 日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 28 日までの 9 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の 声 を 確 認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日から 6 月 28 日までの 9 日間に決定しました。

### 日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成 23 年第 1 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

3 月 16 日には、各中学校で卒業式が挙行され、義務教育を終了した生徒達は新たな進路を

選択する時期となり、将来、隠岐を担う若者が育つことを期待するところであります。

3月30日には、五箇小学校耐震補強及び大規模改造工事の竣工式が行われ、安全な学び舎で子供たちも勉学に励むものと期待をしています。また、同日議会議員研修として「認知症サポーター養成講座」に出席しました。

4月17日には、隠岐国分寺蓮華会舞演舞場の落成式が挙行されました。貴重な伝統芸能を披露する場として、永く保存継承されるよう願うところであります。

4月28日には、隠岐島町村議会議長会定期総会が本庁で開催され、島前、島後4町村の議長と事務局長が出席し、本総会では役員改選が行われ、会長に西ノ島町の角市議長が選任され、副会長には本町の議長が選任されました。

5月10日には、第1回臨時会が開催され、正副議長の交替があり、選挙の結果、不肖、私が議長の大役を担うことになりました。副議長には、石田議員が当選されました。また、常任委員会、特別委員会委員の変更もあり、議員一同、今後の議会運営に誠心誠意尽くしてまいる所存でございますので、何卒よろしくお願いいたします。

5月14日には、恒例の島まつり「しげさ踊りパレード」が開催され、議会からも議員及び事務局職員の計17名が参加いたしました。

5月17日、18日には「第36回全国町村議会議長・副議長研修会」が東京都において開催され、出席いたしました。島根県の総務部長として出向経験のある総務省自治財政局長の椎川忍氏による「地域力創造と地域おこし」についての講演や、東京大学名誉教授大森彌氏による講演がありました。

大森彌氏は講演の中で、二元代表制の一方の議会の定数上限が廃止され、今まで以上に議員の資質が問われ、その活動が注目されると述べられ、参考にしなければならないと感じました。

5月19日には、島根県知事が来町され、私と副議長が面会をいたしました。

5月25日には、議会運営委員会を開催し、6月定例会の日程等について執行部と協議を行っております。

5月27日には、隠岐広域連合議会定例会が開催されました。安部和子議員が先般の臨時会で選出され、広域連合議会の新議員となりました。

5月31日、議会運営委員会を開催し、「隠岐汽船運賃値上げについて」、「全員協議会の開催について」協議を行いました。

6月1日には、島根県町村議会臨時総会が松江市で開催され出席いたしました。任期満了

に伴う役員の選任があり、私が副会長に就任いたしました。また、臨時会には議案として決議案が提出され、次の3点の案件が盛り込まれました。「地域の防災体制の万全を期する。」  
「議員年金廃止後の代替制度の創設を期する。」「竹島の領土権と漁場秩序の確立を期する。」  
ことの内容であります。

6月3日には、全員協議会が開催され「隠岐汽船運賃値上げについて」を議題とし、隠岐汽船株式会社社長をはじめ職員3名の出席をお願いし、詳細について説明を求めました。

6月8日には、竹島領土権確立期成同盟会総会に出席いたしました。総会では島根県の協力を得ながら、竹島領土権確立隠岐期成同盟会として、海洋科学基地建設即時中止の要望活動を展開することの決議がなされました。

6月13日には、島後地区防犯連合会総会に出席いたしました。

15日には、隠岐の島町交通安全対策協議会総会があり出席いたしました。

6月17日には、昨年中止となっております、八角部屋合宿実行委員会が開催され、議会から私をはじめ、副議長、両常任委員長が出席いたしました。

18日には、第2回隠岐の島町農政会議総会が開催され、副議長が来賓として出席いたしました。

19日には、第6回隠岐の島ウルトラマラソンが開催され、過去最高の参加者があり盛り上がりを見せました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

続いて、去る3月定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

次に、6月14日の議会運営委員会までに3件の要望・陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、「世界的前提が変われば、戦争のない世界が実現します。その前提を変えるための決議」の陳情につきましては、議員の皆様への配付にとどめることにいたしましたのでご理解願います。

以上で「諸般の報告」を終わります。

#### **日 程 第 4、行 政 報 告**

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」

先ほど、議長からもご紹介がございましたが、昨日は第6回目になります。ウルトラマラソンの開催をさせていただきましたが、議員各位におかれましては各地域でそれぞれご支援をいただきまして、誠にありがとうございました。詳細につきましては後ほど、お知らせさせていただきますと思います。

それでは、平成23年第2回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑も鮮やかさを増し、清々しい季節を迎えましたが、議員各位におかれましては、いよいよご壮健のご様子、先ず以ってお喜び申し上げます。

本日は、平成23年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、議員各位におかれましては、ご多忙の折にも関わりませずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本議会は、平成23年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正、並びに工事請負契約の締結など44件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、充分なるご審議をいただきますと同時に、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました「平成23年第1回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

先ず、観光遊覧船の座礁事故につきまして、ご報告を申し上げます。

すでに報道等でご案内のとおりであろうかと思いますが、去る6月14日午後6時50分頃、五箇地区代港沖におきまして、本町所有の「第8しらしま」の座礁事故が発生をいたしました。

乗船をしておられました乗客の皆様や、関係者の皆様には大変なご迷惑をおかけをいたし、誠に申し訳なく思っているところでございます。今後は、二度とこのような事故を起こさないように安全対策の徹底を図ってまいりたいと、このように考え、観光協会あるいは関係会社とそういった話し合いをさせて今いるところでございますので、ご理解を賜りますように宜しく願いを申し上げます。

遊覧船には、当日は乗客49名、乗務員2名の計51名が乗船をいたしてしておりましたが、幸い大きなケガ人も無く全員無事で、別の遊覧船と遊漁船に救助をされたところでございま

す。

その後、遊覧船は重栖港赤崎岸壁まで曳航されてまいりましたが、船体後部を下にし半没状態となりまして、船体から重油が流失いたしましたので、オイルフェンスを張り攪拌をしないように対策をとっていただいたところでございます。

翌 15 日は早朝から、流出油の回収でありますとか、あるいは処理作業と併せまして船体の陸揚げ作業を行いまして、正午頃に完了いたしましたところであります。

船体の処理等につきましては、今後、専門家のご意見を伺いながら検討してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、東日本大震災に対します取り組みにつきまして、ご報告を申し上げます。

議会定例会開会中の 3 月 11 日に、発生をいたしました東北地方太平洋沖地震と大津波は、東日本各地を襲い、沿岸部の市町村を中心に壊滅的被害をもたらしたところでございます。更にその上に、原子力災害も加わった複合災害となりまして、既に 3 ヶ月余り経過をいたしておりますが、復旧・復興を目指す自治体にはこれが大きな重圧となり、今なお行く先が見えない、そういった状況が続いておるところでございます。

東日本大震災に対します本町の取り組み状況につきましては、5 月 10 日の議会全員協議会におきまして報告をさせていただきましたが、町民の皆様、各団体企業からの災害支援金の総額は、5 月末現在で 18,683,116 円となり、4 月 13 日に日本赤十字社島根県支部へ 1,300 万円を、そして、5 月 31 日に全国離島振興協議会へ 300 万円をそれぞれ送金をさせていただいたところでございます。

また、本町に避難をされてこられました被災者の方々の状況でございますが、被災直後に 10 名の方々が疎開をされましたが、5 月 25 日にその内の 3 名の方が福島県へお帰りになられましたので、現在は 7 名の方々が生活をしておられるということでございます。

次に、中国電力株式会社の島根原子力発電所に対します、安全操業に関する要望書の提出につきましてご報告を申し上げます。

去る 4 月 26 日、隠岐町村会といたしまして、島前島後 4 町村で中国電力株式会社島根支社を訪問いたしまして、原子力発電所の安全操業に関する要望書を提出いたしました。

要望の内容でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、島根原子力発電所における安全性の徹底、住民の皆さんの安全確保と不安除去を図るため実効性のある計画の策定とその周知、そして情報公開を積極的に行い、住民の皆さん方の理解を得るように努めていただきたいという申し入れをさせていただいたところであります。

また、その日に溝口島根県知事にもお会いをいたしまして、中国電力株式会社に対して、このような隠岐町村会の申し入れを更に実行されるように、特段の県からのご指導をお願いしたいという要望もさせていただいたところでございます。

次に、竹島領有権の早期確立に関する要望書の提出についてでございますが、ご案内のとおり、韓国は去る4月4日、竹島の北方約1kmの海上に総合海洋科学基地を建設することを公表し、4月13日に工事の入札を強行いたしましたところでございます。私は、以前から、我が国固有の領土である竹島において不法占拠を続ける韓国が、実効支配の既成事実化を一層強めてきている状況に大変危機感を抱いております、領土権確立へ向けての日本国の確固たる態度を強く要望してまいりましたが、このような事態は誠に遺憾な事態と言わざるを得ません。

そこで、竹島領土権確立隠岐期成同盟会会長といたしまして、県当局の対応に呼応し、去る4月5日付けで外務大臣宛に総合海洋科学基地建設中止の緊急要請文書を送付させていただいたところでございます。

また、期成同盟会といたしましても、先ほど議長報告にもございましたが、6月8日に役員会を開かせていただき、来週29日に県知事にお会いし、韓国に対し総合海洋科学基地建設の中止を申し入れるように、政府への積極的な働きかけを要望する予定にいたしているところでございます。

そして更に、7月5日には、東京におきまして関係する国会の先生方をはじめ、地元選出の国会議員の先生方に対し、韓国政府に総合海洋科学基地建設の中止を申し入れるなど適切な対応を要望することにいたしております。

また、これらの要望活動に併せまして、出来たら松江駅、あるいは東京都内におきまして、竹島領有権の早期確立を求め、そして、のぼりを作りまして、それを立て、ビラを配布する街頭活動も行う予定にさせていただいたところでございます。

次に、隠岐ジオパーク推進協議会の取り組みにつきまして、ご報告を申し上げます。

世界ジオパークの認定に向け、島根県及び隠岐4町村が一体的に取り組むことが必要でありますことから、本年4月隠岐ジオパーク推進協議会事務局をこれまで私どもの教育委員会に置いておりましたが、この事務局を隠岐支庁県民局内に移しまして、そして島根県、更には島前、職員は最終的には西ノ島町が派遣することになりましたが、それと本町の職員を合わせまして3名の職員を事務局に派遣をいたしまして、事務局体制を強化させていただいたところでございます。

そして、去る5月13日に、隠岐ジオパーク推進協議会の総会を開催させていただきました、その席上、溝口知事を顧問にお迎えさせていただくことに決定をさせていただきました。

本年度の事業方針は、世界ジオパークへの認定を目標として事業に取り組みながら、一方では、ツアーガイドの養成、島民の方々への啓発、そして島外への情報発信、更には観光客の受け入れ態勢の整備など、認定後を見据えた活動を行うこととしているところでございます。

また、4月25日には、世界認定申請書を日本ジオパーク委員会に提出をしまして、5月23日には、千葉県の幕張で公開プレゼンテーションが行われたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、日本ジオパーク委員会は、現地視察を8月中旬に予定をしているということでございますが、この結果を以って、同委員会による国内候補地が決定されることになっております。

そして、世界ジオパーク認定までの時期についてでございますが、これが順調に進みますと大体1年3ヵ月後くらい、つまり、来年の9月頃にはそれがうまくいくのではないかとの予定でございます。

次に、全国離島振興協議会の総会ははじめ、関係諸会議への出席についてご報告を申し上げます。

はじめに、6月1日、東京都内におきまして全国離島振興協議会の総会が開催をされました。主な内容は、平成23年度事業計画、収支予算及び都道府県・市町村提出議案の取り扱いなどございましたが、併せて任期満了に伴います役員改選が行われまして、会長には引き続き佐渡市の高野市長が選任をされました。また、私も引き続き副会長の一人として選任をいただいたところでございます。

このほか、先月中旬から今月初旬にかけて、島根県離島振興協議会、隠岐島町村会、隠岐の島町観光協会、緑のコンビナート推進協議会、島後交通安全協会及び隠岐観光協会等の総会が立て続けに開催をされておりますが、島根県離島振興協議会及び隠岐島町村会におきましても任期満了によります役員改選が行われまして、不肖私が引き続き会長職を担わせていただくことになりました。

次に、次期超高速船導入事業につきまして、ご報告を申し上げます。

隠岐広域連合で準備を進めております超高速船導入事業は、船体売却意志のございます会社との交渉の結果、船体の確保ができる見通しとなりまして、今年10月頃の取得に向けまして諸準備を進めているところでございます。

今定例会には、過疎計画の変更を上程させていただいておりますが、更に9月定例会におきまして、船体購入費に関する補正予算を計上させていただくことになるかと考えておりますので、それについてもよろしくお願いを申し上げます。

また、就航時期についてでございますが、去る6月5日に開催をさせていただきました、隠岐広域連合正副連合長会議におきまして、岸壁及び給油施設の整備など更に検討期間を要してまいります。当初の予定が平成26年3月でございましたが、この26年3月を目標とするということが確認をされたところでございます。なお、母港、寄港地及びダイヤ等詳細につきましては、今後引き続き検討を進めてまいることに決定をいたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、松田トミ子損害賠償請求訴訟につきまして、ご報告を申し上げます。

栄町の塩口宮田線改良工事に関連いたしました、松田トミ子損害賠償請求訴訟の状況につきましては、5月10日の議会全員協議会におきまして、松江地方裁判所が3月28日に原告の請求を棄却した旨を報告をさせていただいたところでございます。

その後、4月に入りまして12日付けで原告からの控訴状が、そしてまた、6月1日付けで控訴理由書がそれぞれ広島高等裁判所に提出をされましたので、今後は高等裁判所において控訴審が行われることとなります。第1回目の控訴審が、8月29日となっております。私どももいたしましたし、引き続き津田弁護士を代理人にお願いをし、当方の立場の正当性を主張してまいる考えでございます。

次に、大相撲八角部屋隠岐合宿につきまして、ご報告を申し上げます。

大相撲八角部屋隠岐合宿につきましては、昨年招致が決定しながらも、ご案内のように角界の不祥事の影響を受けまして、残念ながら中止の止むなきに至ったところでございます。

本年も角界の状況をうかがいながら、八角親方とご相談させていただき、そしてまた先週17日に開催をいたしました実行委員会におきまして、7月27日から8月1日までの6日間の日程で隠岐合宿を実施することにつきまして、承認をいただいたところでございます。

詳細につきましては、今後町民の皆様方にもお知らせしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、ウルトラマラソンの開催でございますが、昨日、東日本大震災の復興祈念大会と位置付けをいたしながら、「第6回隠岐の島ウルトラマラソン大会」を開催させていただきましたので、その状況につきましてご報告を申し上げます。

平成17年に第1回大会を開催いたしました本大会も、1年空白がありますが今年で6回目

を数え、北は北海道から南は鹿児島県までの全国 40 都道府県から、昨年を大幅に上回ります過去最高の 782 名のエントリーを受けまして、大会当日は 707 名のウルトラランナーがスタートラインにたちましたが、盛大に開催させていただくことができました。

また、今大会も 1,000 名を超えます大勢のボランティアの皆様方のご協力や、沿道における温かい声援、おもてなしなど、島民の皆様方と一体となった大会運営によりまして、参加くださいましたランナーの方々から高い評価を今年もいただいたところございます。

「隠岐の島ウルトラマラソン大会」は、回を重ねるごとに全国のランナーの皆様へ感動を与えるそういった大会へと成長してまいりました。今後も、更に町民の皆様方との強い連携のもと、本町の誇れるイベントとして、更なる交流の輪を広げてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づく関係法人の経営状況を説明する書類についてでございます。

隠岐の島町土地開発公社、財団法人隠岐の島町農業公社、財団法人隠岐の島町教育文化振興財団及び株式会社ふせの里の経営状況に関する書類を本議会に提出をいたしたく、去る 6 月 10 日、隠岐の島町議会議長にそれぞれの法人の決算書類等を提出させていただきました。

内容につきましては、この後それぞれの常任委員会におきまして、担当課から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、株式会社あいらんどの経営状況に関する書類につきましては、都合によりまして第 3 回議会定例会の際に提出させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

以上、主な事項につきましてご報告を申し上げますが、3 月の定例会以降、私の出席いたしました会議、諸行事の詳細につきましては、配付いたしました関係資料に掲載いたしておりますので、ご参照をお願いいたしたいと思っております。

**議長（池田信博）**

以上で「行政報告」を終ります。

## **日 程 第 5、町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第 1 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、同意第 1 号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」までの、44 件を一括して議題といたします。

## 日 程 第 6、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

只今議題となりました44件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

本日提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第1号の「平成22年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書」及び報告第2号の「平成22年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきまして、ご説明を申し上げます。

平成22年度予算のうち、一般会計のきめ細かな交付金事業などによります19事業、そして、簡易水道事業特別会計の町単水道整備事業につきまして、別紙の繰越明許費繰越計算書のとおり、平成23年度に明許繰り越しをすることにいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

続きまして、承認第2号から承認第9号までの8議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案、承認第10号及び承認第11号の2議案につきましては、条例の一部改正に関する議案でございますが、それぞれ、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第2号の「平成22年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、1億6,090万円の減額でありまして、補正後の予算額を158億3,881万1千円といたしました。

補正の主な内容は、町営住宅宮城ヶ丘団地改修事業、町営住宅宮の前団地建設事業、下水道事業、災害復旧事業等の各事業の確定による減額でございます。

歳入におきましては、事業の確定によります国庫補助金等の減額もございまして、町債について、特別交付税が1億8,000万円程度の増額がありましたので、町営住宅宮城ヶ丘団地改修事業、町営住宅宮の前団地建設事業で予定しておりました町債の発行を見合わせたことによります減額をしたところでございます。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」をいたしております。

次に、承認第3号の「平成22年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第

4号)の専決処分」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、5,097万8千円の減額でありまして、補正後の予算額を18億6,790万4千円といたしました。

補正の主な内容は、療養給付費、出産育児一時金及び人件費等を実績によりましてこれを減額補正いたしました。

歳入では、療養給付費交付金が増額となっておりますが、国庫負担金や一般会計及び財政調整基金からの繰入金は減額補正をいたしました。

次に、承認第4号の「平成22年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第5号)の専決処分」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、617万1千円の減額でありまして、補正後の予算額を7,947万2千円といたしました。

補正の主な内容は、衛生材料費等を実績により減額補正をいたすものであります。

歳入では、診療収入及び一般会計からの繰入金等を減額補正をいたしました。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」をいたしております。

次に、承認第5号の「平成22年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第5号)の専決処分」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、350万円の減額でございますが、補正後の予算額を1億6,203万8千円といたしました。

補正の内容は、衛生材料費を実績により減額補正し、歳入では、診療報酬収入が減額いたしましたことによりまして、一般会計からの繰入金を増額補正いたしました。

次に、承認第6号の「平成22年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第5号)の専決処分」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、450万円の減額でありまして、補正後の予算額を1億6,004万4千円といたしました。

補正の主な内容でございますが、施設運営費及び衛生材料費等を実績により減額補正をし、歳入では、診療収入等を減額いたしました。

次に、承認第7号の「平成22年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、5,223万5千円の減額でありまして、補正後の予算額を6億5,364

万円といたしました。

補正の主な内容は、施設管理費及び施設整備費等を実績によりましてこれを減額補正し、歳入では、国庫補助金、町債及び財政調整基金繰入金を減額補正いたしました。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」をいたしております。

次に、承認第 8 号の「平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2,388 万 3 千円の減額でございます。補正後の予算額を 7 億 3,334 万 1 千円といたしました。

補正の主な内容は、公共下水道施設整備や市町村設置浄化槽施設整備の事業費を減額補正いたしました。歳入では、国庫補助金及び町債の減額補正でございます。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」をいたしております。

次に、承認第 9 号の「平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、516 万 2 千円の減額でございます。補正後の予算額を 3,203 万 5 千円といたしました。

補正の内容は、施設運営費及び衛生材料費を実績見込みにより減額補正し、歳入では、診療収入、一般会計からの繰入金を減額補正をいたしております。

次に、承認第 10 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成 23 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

今回の改正内容は、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げさせてもらうものでございます。

次に、承認第 11 号の「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分」につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 23 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する必要がこれも生じたために、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用して専決処分を行い

ましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

今回の改正内容は、出産育児一時金の支給額を引き上げるものでございますが、併せて平成21年10月1日から経過措置といたしまして、附則で規定していた支給額を本則に規定し、恒久化するものでございます。

続きまして、議第56号から議第64号までの9議案につきましては、平成23年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でございます。

まず、議第56号の「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、8,020万1千円を追加し、補正後の予算額を153億1,920万1千円とするものでございます。

補正の主な内容は、減額については、人件費が大きな要因でございまして、議員の1名減によります議員報酬の減及び職員の給与等のカットを、平成23年4月分より2ないし7%実施するもので、議会費から教育費にわたり減額補正するものでございます。

増額につきましては、総務費で、隠岐広域連合交流派遣人件費の負担金を、重点分野雇用創造事業費補助金、緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用し、マンガのネット配信業務の委託料、布施地区家屋1棟調査事務臨時職員賃金等を、4月に実施をいたしました島根県知事・島根県議会議員一般選挙執行費を実施いたすことによりまして増額するほか、コミュニティ助成事業補助金を新規に補正計上するものでございます。

農林水産業費、商工費におきましては、五箇地区の農村環境改善センターの建具破損による改修費、池田地区の木々館及び布施地区ホテルサンライズ布施のエアコン取替え工事を増額補正するものであります。

農林水産業費、土木費におきましては、5月10日からの豪雨によりまして、農業施設、林業施設、土木施設に災害が発生し、その復旧に関する予算を計上するものでございます。

教育費におきましては、都万地区において「道徳教育総合支援事業」に新たに取り組む経費、また、この度の東北大震災で甚大な被害を受けられました、宮城県女川町出島の小中学校の皆さんに少しでも心を癒していただければとこのように考えまして、本町の児童・生徒との交流を目的に、8月末に事業実施する経費を追加計上させていただいております。

これらの事業の財源につきましては、国庫補助金、町債等の特定財源のほか、一般財源を充当するものでございます。

次に、「債務負担行為補正」では、島根県農業信用基金協会が認定農業者に対し行ないまし

た債務保証で損失を受けたとき、隠岐の島町がその損失を補償するもので、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間について債務負担行為を行うものでございます。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行なっております。

次に、議第 57 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、873 万 5 千円の減額でございまして、補正後の予算額を 18 億 9,414 万 3 千円とするものであります。

補正の内容は、人事異動及び給与カット等によります人件費を減額するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額補正するものでございます。

次に、議第 58 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、3 万 4 千円の減額でございます。補正後の予算額を 8,546 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事異動に伴う医師の手当等の増額補正と、給与カットによる人件費の減額補正をするものであります。

財源につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、議第 59 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算(第 1 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、69 万 9 千円の減額でありまして、補正後の予算額を 1 億 6,096 万 6 千円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、人事異動及び給与カットによります人件費を減額するものでございます。

財源につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、議第 60 号の「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算(第 1 号)」についてでございますが、これも歳入歳出予算の補正額は、91 万 4 千円の減額でございまして、補正後の予算額を 1 億 5,451 万 7 千円とするものでございます。これも同じように、給与カットによる人件費を減額するものでございます。

財源につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、議第 61 号の「平成 23 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、669 千円の減額でございまして、補正後の予算額を 4 億 7,484

万 7 千円とするものでございます。これも同じように、給与カットによる人件費を減額し、これは財政調整基金の繰入金を減額して対応するということになります。

次に、議第 62 号の「平成 23 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」についてでございます。

歳入歳出予算の補正額は、156 千円を追加し、補正後の予算額を 9 億 5,288 万円とするものであります。

補正の内容ですが、これは職員の人事異動に伴いまして、人件費が増額する結果となりました。

この財源につきましては、一般会計繰入金を増額補正し対応させていただくものであります。

次に、議第 63 号の「平成 23 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、213 万 6 千円の減額でございます。補正後の予算額を 1,726 万 5 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、西郷港岸壁工事が今年も引き続き行われます。そこで、第 1 駐車場を使用することができなくなってしまうことから、指定管理料等を減額するものでございます。

次に、議第 64 号の「平成 23 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第 1 号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、43 万 7 千円の減額であります。従いまして補正後の予算額は 2,397 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、給与カットによる人件費を減額するものでございまして、同じように財源につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、議第 65 号から議第 69 号までの 5 議案につきましては、条例の一部改正に関する議案でございます。

まず、議第 65 号の「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、地方公共団体の議会の議員定数について、人口段階別の上限数に係る制限が廃止されましたことに伴い改正するものでございます。

続きまして、議第 66 号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤特別職の他の委員の報酬形態や報酬額水準に合わせ、農業委員会委員の報酬を年額報酬から月額報酬に改め、学校特別非常

勤講師の報酬額を減額するものでございます。

議第 67 号の「隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、上水道事業の事業認可の変更に伴い、給水人口及び一日最大給水量をそれぞれ改正するものでございます。

議第 68 号の「隠岐の島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、布施地区の飯美簡易水道事業及び卯敷簡易水道事業、これを廃止し、布施簡易水道事業に統合するための表記の一部を改正させていただくものであります。

次に、議第 69 号の「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、隠岐の島町米貯蔵施設及び隠岐の島町死亡家畜一時保管施設の利用料金を条例に追加するものでございます。

次に、議第 70 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」でございますが、事業の財源に過疎対策事業債を充当をさせていただくために、過疎地域自立促進計画に掲げる事業を追加させていただく必要が生じたので、「過疎地域自立促進特別措置法」第 6 条第 7 項の規定によりまして議決を求めるものでございます。

事業は、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に区分されております次期超高速船導入事業の 1 事業、これを追加させていただくものであります。

議第 71 号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」につきましては、隠岐広域連合において処理する事務の変更、広域計画に記載する項目の変更及び超高速船事業費の負担割合の追加等所要の変更を行なうものでございます。

次に、議第 72 号から議第 75 号の 4 議案につきましては、市町村合併による地方公共団体の減少に関する議案でございます。

まず、議第 72 号及び議第 73 号の「島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」でございますが、島根県後期高齢者医療広域連合は、島根県内全市町村をもって組織する広域連合でございますが、議第 72 号につきましては、平成 23 年 8 月 1 日から、八束郡東出雲町を廃止し、その区域をもって松江市に編入することとなる市町村合併、議第 73 号につきましては、平成 23 年 10 月 1 日から、簸川郡斐川町を廃止し、その区域をもって出雲市に編入となる市町村合併でございます。それぞれ市町村合併に伴いまして、島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が、この 2 つ減少することとなるためのものでございます。

次に、議第 74 号及び議第 75 号の「島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の減少について」でございますが、これも先ほどと同じことでございます。島根県市町村総合事務組合は、島根県内全市町村をもって組織する一部事務組合であります。議第 74 号につきましては、平成 23 年 8 月 1 日から、先ほども申し上げたように八束郡東出雲町を廃し、その区域をもって松江市に編入となる市町村合併、議第 75 号につきましては、平成 23 年 10 月 1 日から、簸川郡斐川町を廃し、その区域をもって出雲市に編入となる市町村合併でありまして、それぞれの市町村合併に伴い、島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなるためのものでございます。

次に、議第 76 号の「町道路線の認定および変更について」ご説明を申し上げます。

まず、認定する路線であります。中条 272 号線は、ウォーキングトレイル事業で整備した有木小学校への通学路を今回認定させていただくものでございます。

磯 276 号線、磯 277 号線は、西田箕浦線の改良工事の完了に伴いまして、一部路線変更が生じたことにより、新たな路線名をつけ、認定するものであります。

次に、東郷 271 号線は、釜線の路線変更によりまして、新たに路線名をつける必要が生じたため、今回認定するものでございます。

次に、変更する路線でございますが、西郷 127 号線は国より用地を無償譲与していただくことになったため、旧西郷測候所を経由する路線に変更するものでございます。

それから西田箕浦線は、道路改良工事が完了したことによりまして、路線を変更するものでございます。

また、磯 182 号線は、箕浦漁業集落道整備事業が完了をいたしましたので、起点を変更するものでございます。

それから、磯 184 号線は、西田箕浦線の路線変更に伴いまして、起点を変更するものでございます。

釜線は、県道の釜入口から釜港までの路線でございますが、農道および臨港道路を利用する路線に変更するものでございます。

東郷 116 号線は、釜線の路線変更に伴い、この起点を変更させていただくものでございます。

次に、議第 77 号から議第 81 号の 5 件につきましては、工事請負契約の締結に関する議案でございます。

まず、議第 77 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(1号幹線その7)工事〕」についてでございますが、去る 6 月 3 日 9 者による指名競争入札を執行いたしました

ところ、株式会社渡辺工務店が落札をいたしましたので、同社と契約金額 5,407 万 5 千円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 78 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(1号幹線その8)工事〕」についてでございますが、去る 6 月 3 日、8 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社花岡組が落札をいたしました。同社と契約金額 5,460 万円で工事請負契約を締結させていただきたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 79 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(西町吉田1工区)工事〕」についてでございますが、去る 6 月 3 日、9 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社竹田組が落札をいたしましたので、同社と契約金額 7,245 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 80 号の「工事請負契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕」についてでございますが、この事業につきましても 6 月 3 日、12 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設株式会社が落札をいたしましたので、同社と契約金額 5,460 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 81 号の「工事請負契約の締結について〔蛸木漁港南防波堤改良・東物揚場工事〕」についてでございますが、去る 6 月 3 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設株式会社が落札をいたしました。同社と契約金額 1 億 1,025 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 82 号から議第 84 号の 3 件につきましては、本町が設置をいたしております施設の管理運営を、指定管理者に行わせることとし、施設の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議第 82 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町死亡家畜一時保管施設〕」でございますが、本施設は、島内で飼育される家畜が死亡した場合、本土での化製処理を行うまでの間の一時保管施設として建設されたものでございます。その目的、性格及び業務内容等から「隠岐島後地区死亡家畜処理運営協議会」を当該施設の指定管理者として選定いたしましたものでございます。

次に、議第 83 号の「指定管理者の指定について〔隠岐国分寺蓮華会舞演舞場〕」につきましては、本施設の設置目的、内容等から「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を当該施設の指定管理者として選定いたしましたものでございます。

次に、議第 84 号の「指定管理者の指定について〔隠岐国分寺外苑牛突き場〕」でございますが、本施設の設置目的、内容等から「社団法人隠岐の島町観光協会」を当該施設の指定管理者として選定をいたしたものでございます。

それぞれの指定管理者候補者の選定理由につきましては、配付いたしました資料に掲載いたしておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、諮問第 1 号および第 2 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。本町の人権擁護委員 10 名のうち、野津憲一氏及び吉田倭文世氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となることから、引き続き野津憲一氏を、また、新たに重栖隆快氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

次に、同意第 1 号の「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」でございますが、現在の委員の井上弘司氏から 6 月 30 日をもって辞任をいたしたいとの申し出がございました。新たな委員 1 名を選任いたしたく、中財産区管理条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、44 件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いをし、提案理由の説明に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（池田信博）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで 10 分間の休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10 時 42 分）

**議長（池田信博）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10 時 55 分）

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10 時 55 分）

（全員協議会開会宣告 10 時 55 分）

**議長（池田信博）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11 時 28 分）

## 日 程 第 7、休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日、6月21日は特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声確認 )

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、6月22日、水曜日、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告      11時29分 )

以 下 余 白